

ふるさと応援寄付金の使い道

ID1002374

令和4年中にいただいたふるさと応援寄付金(2,220件、計1億5,445万7,000円)は、寄付をされた方の意向に沿って下表のとおり令和5年度事業の一部に充当します。

皆さんからの温かい応援ありがとうございました。

問 シティプロモーション課
☎32-1125

事業名および金額(充当額)
市街化区域有蓋化事業、三世代すまいる支援事業 3,473万9,000円
子ども医療費助成事業(市負担分) 5,665万7,000円
中小企業振興奨励金 1,033万円
シティプロモーション事業、観光まちづくり事業 1,193万6,000円
市長におまかせ事業(緊急通報システム事業、立地促進奨励金) 4,079万5,000円

県介護支援専門員実務研修受講試験

ID1006734

時 10月8日(日)

対 保健・医療・福祉に関する法定資格を持ち、その資格に関わる業務で合計5年以上の実務経験があり、現在の勤務地が県内にある方(現在業務に従事していない場合は県内在住の方)

受付期間 6月1日(木)~30日(金)

他 願書は、高齢介護課、支所、市民センター、稲沢市社会福祉協議会などで配布。詳しくは、県社会福祉協議会福祉人材センター(☎052-212-5530)へ問い合わせください

同報系防災行政無線の訓練放送

問 防災安全課 ☎32-1275

市では、地震や武力攻撃などの緊急情報を皆さんにお知らせする同報系防災行政無線を構築しています。有事に情報を確実に伝達できるよう、訓練放送を行います。

●同報系防災行政無線を用いた
全国一斉の情報伝達訓練 ID1000668

時 6月7日(水)、午前11時ごろ

放送内容 「これは、Jアラートのテストです」×3回

●緊急地震速報訓練 ID1000667

時 6月15日(木)、午前10時ごろ

放送内容

- ①「ただ今から、訓練放送を行います」
- ② 報知音→「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」(3回繰り返し)
- ③「これで訓練放送を終わります」

緊急地震速報が聞こえたら・・・

- ①まず低くなり
- ②頭を守って
- ③動かない!



行政情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

●行政情報公開制度

皆さんが知りたい行政情報(文書・図画・写真・電子データなど)を公開する制度です。

●個人情報保護制度

市が保有する個人情報を適正に取り扱い、プライバシーが侵害されないようにすることを定めた制度です。

令和4年度実施状況

行政情報の公開請求件数は1,786件で、個人情報に関する部分などを除き公開しました。

また、個人情報の開示請求件数は136件で、本人以外に関する情報などを除き開示しました。

詳しくは、ID1002760 や市役所市民ホールの行政情報コーナーで確認できます。

問 総務課 ☎32-1152



稲沢市税条例の一部改正

地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。主要内容をお知らせします。

問 課税課 ☎32-1193
ID1010911

1 固定資産税

●中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る特例措置の創設

対象 中小事業者等が令和5年4月1日~令和7年3月31日に、市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械・装置等

特例 最初の3年度分に限り、課税標準を価格の2分の1とします。また、同計画に賃上げ目標を盛り込んだ場合は、最初の5年度分(令和6年4月1日以降に取得した場合は、最初の4年度分)に限り、課税標準を価格の3分の1とします ※令和5年3月31日までに取得した一定の機械・装置等、事業用家屋および構築物については、最初の3年度分に限り、課税標準を0とする従来の特例を適用します

●長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設

対象 一定の要件を満たし、令和5年4月1日~令和7年3月31日に長寿命化のための大規模修繕工事を行ったマンション(区分所有)

特例 工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税額(1戸当たり100㎡相当分まで)の3分の1に相当する額を減額します



2 軽自動車税

●環境性能割の税率区分の見直し(燃費基準達成度の段階的引き上げ)

見直し後の自家用乗用車の例

		燃費性能に関する要件			税率
		現行(R5.12.31まで)	R6.1.1以後	R7.4.1以後	
ガソリン軽自動車	R12年度燃費基準達成度	75%達成	80%達成	80%達成	非課税
		60%達成	70%達成	75%達成	
	上記以外				2%

※上記に加え、一定の排ガス性能を有する軽自動車に限る

●種別割のグリーン化特例(軽課)の適用期限の延長・見直し

新車取得の翌年度分のみ下表のとおりとします。

対象車		軽減割合	
電気軽自動車・天然ガス軽自動車		概ね75%軽減	※R8.3.31取得分まで3年延長
ガソリン軽自動車(営業用乗用車に限る)	R12年度燃費基準達成度	90%達成	概ね50%軽減 ※R8.3.31取得分まで3年延長、その後廃止
		70%達成	概ね25%軽減 ※R7.3.31取得分まで2年延長、その後廃止

※上記に加え、一定の排ガス性能を有する軽自動車に限る

●特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率の決定

特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボードなど)の税率について、現行の原動機付自転車と同様に2,000円とします。